

短期入所の利用に係る費用について

- ①介護給付費 (1) 介護給付費は事業者が市町村より法定代理受領します。
 (2) 介護給付費の中で自己負担分(定率/利用者負担金)は事業者に直接お支払頂きます。
 ②施設利用料 (1) 介護給付費にふくまれない費用は事業者に直接お支払頂きます。

A: ①-(2) 利用者負担 (定率/利用者負担金) に係る月額上限について

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
一般2	市町村民税課税世帯の方	37,200円
一般1	市町村民税課税世帯で所得割16万円未満の方	9,300円
低所得	市町村民税非課税世帯の方	0円
生活保護	生活保護受給世帯の方	0円

③ 世帯の範囲は、障害当事者とその配偶者となります。障害当事者が20歳未満の場合は、その保護者の属する住民基本台帳での世帯が対象となります。

B: ②-(1) 施設利用料について

施設利用料〔給食費・その他〕		金額
給食費	朝食：食材料費相当 230円／人件費相当 110円	(一般) 1,440円／日 (低所得・生保) 890円／日
	昼食：食材料費相当 330円／人件費相当 220円	
	夕食：食材料費相当 330円／人件費相当 220円	
光熱水費		320円／日
創作活動に係る材料費		実費

* 食費等実費負担の軽減

通所事業所をご利用の場合、一般1と低所得と生活保護に該当する利用者の負担する額の内人件費相当額を減免します。ただしその内の1割(定率負担分)と食材料費相当額はお支払い頂きます。

※上記AとBを「負担金等」と称し、この合算額を毎月お支払い頂くことになります。